

愛媛県警察からのお知らせ

令和元年台風十九号による災害は、特定非常災害特別措置法に基づく特定非常災害に指定されました。

これにより、権利利益の保全等を図るため、次の措置が講じられます。

① 各種許可、証明書等の有効期間の延長

- (1) 相手方からの申出によることなく、対象地域を単位として一括して有効期間の延長措置を講じます（現に豪雨により被害を受けた者である必要はありません。）。

【対象地域】

14 都県 391 市区町村 ※詳細は、内閣府ホームページで確認できます。

【延長満了日】

令和2年3月31日（火）まで

【措置の対象】

別表1のとおり。

- (2) 相手方からの書面（様式不問）等による個別の申出に応じて、個別に有効期間の延長措置を講じます。

【対象者】

災害被害者

【延長満了日】

令和2年3月31日（火）を限度とし、個別に指定する日まで

【措置の対象】

別表2のとおり。



② 期限内に履行されなかった届出等の義務に対する免責（猶予）

法令に基づく届出等の義務が本来の期限までに履行できなかった場合であっても、それが令和元年台風十九号によるものが認められた場合には、免責期限までに履行すれば、行政上及び刑事上の責任を問われません。

【条件】

- (1) 令和元年10月10日以降に履行期限が到来する義務であること。
 - (2) 当該災害により義務の不履行が生じたものであること。
- ※ 理由を記載した書面（様式不問）の提出を求めるなどの方法により確認します。

【免責期間】

令和2年1月31日（金）まで

【対象となる義務】

別表3のとおり。



問い合わせ先：愛媛県警察本部生活環境課（代表 089-934-0110）
伊予警察署生活安全課（代表 089-982-0110）

別表 1

【 銃 砲 刀 剣 類 所 持 等 取 締 法 関 係 】		
番号	対象者	適用される期間
①	講習修了証明書の交付を受けている者	講習修了証明書を有効に行使できる期間
②	現に許可済猟銃を所持している者で、当該許可済猟銃に係る技能講習修了証明書の交付を受けている者	技能講習修了証明書を有効に行使できる期間
③	震災、風水害、火災その他の災害により許可済猟銃を亡失し、又は滅失した者で、当該許可済猟銃に係る技能講習修了証明書の交付を受けている者	許可を受けることができる期間及び技能講習修了証明書を有効に行使できる期間
④	海外旅行、災害その他のやむを得ない事情により、許可の更新を受けることができなかった者で、当該許可を受けていた猟銃に係る技能講習修了証明書の交付を受けている者	
⑤	合格証明書の交付を受けている者	合格証明書を有効に行使できる期間
⑥	教習修了証明書の交付を受けている者	教習修了証明書を有効に行使できる期間
⑦	猟銃、空気銃の所持許可（更新された許可を除く）を受けた者	所持許可の有効期間
⑧	猟銃、空気銃の所持許可の更新を受けた者	更新された所持許可の有効期間
⑨	銃砲、刀剣類の所持許可を受けた者	所持するまでの期間
⑩	教習資格認定証の交付を受けている者	教習資格認定証の有効期間
【 警 備 業 法 関 係 】		
番号	対象者	適用される期間
①	認定証の交付を受けた者及び認定証の有効期間の更新を受けた者	認定証の有効期間

※ 現に令和元年台風十九号により被害を受けた者である必要はない。

別表 2

【 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律関係 】	
番号	措置の対象
①	相続の承認の申請の期間
【 火 薬 類 取 締 法 関 係 】	
番号	措置の対象
①	猟銃用火薬等の譲渡又は譲受許可証の有効期間
②	火薬類運搬証明の有効期間
【 銃 砲 刀 剣 類 所 持 等 取 締 法 関 係 】	
番号	措置の対象
①	射撃競技、公演、催しに用いられる銃砲又は刀剣類の所持許可の有効期間
②	国際競技に参加する外国人に対する銃砲又は刀剣類の所持許可の有効期間
③	仮領置された銃砲、刀剣類、けん銃部品の返還申請期間
④	一時保管した銃砲刀剣類等が返還公告後国庫等に帰属するまでの期間
⑤	上陸時に仮領置した銃砲又は刀剣類が国庫に帰属するまでの期間
【 警 備 業 法 関 係 】	
番号	措置の対象
①	成績証明書又は講習会修了証明書を有効に行使できる期間
【 そ の 他 】	
番号	措置の対象
①	別表 1 で示したものであって、対象地域（14 都県 391 市区町村）に住所を有しない者等にかかるもの。

別表3

【 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律関係 】		
番号	対象となる義務	本来期限
①	相続承認しない場合における許可証の返納義務	承認しない旨の通知を受けた日から10日以内
②	風俗営業等の許可申請書の記載事項に変更があったとき等における届出書の提出義務	・変更の日から10日（法人名称、住所、代表者の氏名又は役員の氏名若しくは住所にかかるものである場合は20日）以内 ・営業所の構造・設備の軽微な変更の場合は変更の日から1月（照明・音響・防音設備にかかるものである場合は10日）以内
③	風俗営業等を廃止したとき等における許可証等の返納義務	返納事由の発生の日から10日以内
④	風俗営業等に係る営業所における管理者の選任義務	選任していた者が欠けるに至った日から14日間（選任しなくてよい期間）
⑤	店舗型性風俗特殊営業等を廃止したとき等における公安委員会への届出書の提出義務	廃止の日から10日以内
⑥	管理者講習を受講させることができないときにおける書面の提出義務	講習実施予定期日10日前まで
【 古物営業法関係 】		
番号	対象となる義務	本来期限
①	許可申請書の記載事項に変更があったときにおける公安委員会への届出書の提出義務	変更の日から14日（届出に登記事項証明書を添付する場合は20日）以内
②	古物営業を廃止したとき等における公安委員会への許可証の返納義務	返納事由の発生の日から10日以内
③	古物競りあっせん業を廃止したとき等における公安委員会への届出書の提出義務	廃止又は変更の日から14日（届出に登記事項証明書を添付する場合は20日）以内
④	認定を受けた古物競りあっせん業者の認定申請書の記載事項に変更があったときにおける公安委員会への届出書の提出義務	変更の日から14日以内
【 質屋営業法関係 】		
番号	対象となる義務	本来期限
①	質屋を廃業したときにおける公安委員会への届出義務	廃業の日から10日以内
②	質屋の営業内容に変更が生じたときにおける公安委員会への届出書の提出義務	変更が生じてから10日以内
③	質屋が死亡したときにおける公安委員会への届出書の提出義務	死亡の日から10日以内
④	質屋が廃業したとき等における許可証の返納義務	廃業等してから10日以内
【 銃砲刀剣類所持等取締法関係 】		
番号	対象となる義務	本来期限
①	所持することとなった銃砲又は刀剣類について公安委員会の確認を受ける義務	所持することとなった日から14日以内

②	銃砲・刀剣類の所持許可を受けた者が死亡し許可が失効した場合等における許可証等の返納義務	死亡の事実を知った日から 10 日以内（同居の親族等）
③	銃砲・刀剣類の許可が失効した場合における当該許可を受けるなどの義務	当該許可が失効した日から起算して 50 日以内
④	教習射撃指導員等の選任等を行った場合における都道府県公安委員会への届出義務	選任等を行った日から 15 日以内
⑤	教習射撃場等を管理する者が射撃教習等の用途に供する猟銃を備え付ける義務	教習射撃場等の指定を受けた日から起算して 30 日以内
⑥	⑤について、猟銃を備え付けた場合における公安委員会への届出義務	猟銃を備え付けた日から起算して 14 日以内

【 警 備 業 法 関 係 】

番号	対象となる義務	本来期限
①	警備業を廃止したときにおける公安委員会への届出書の提出義務	廃止した日から 10 日以内
②	認定申請書等の記載事項に変更があった場合における公安委員会への届出書の提出義務	変更の日から 10 日（登記事項証明書を添付すべき場合は 20 日）以内
③	警備業を廃止したとき等における認定証の返納義務及び公安委員会への届出書の提出義務	廃止事由の発生の日から 10 日以内
④	警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者の選任義務	選任していた者が欠けるに至った日から 14 日間（選任しなくてよい期間）
⑤	警備員指導教育責任者資格者証及び機械警備業務管理者資格者証の返納義務	返納命令書交付の日から 10 日以内
⑥	機械警備業務に係る基地局を廃止したとき等における公安委員会への届出書の提出義務	廃止事由の発生の日から 10 日以内

【 出 会 い 系 サ イ ト 規 制 法 関 係 】

番号	対象となる義務	本来期限
①	インターネット異性紹介事業を廃止したとき等における公安委員会への届出義務	廃止又は変更の日から 14 日（登記事項証明書を添付すべき場合は 20 日）以内

【 探 偵 業 法 関 係 】

番号	対象となる義務	本来期限
①	探偵業を廃止したとき又は届出書の記載事項に変更があったときにおける公安委員会への届出書の提出義務	廃止又は変更の日から 10 日（登記事項証明書を添付すべき場合は 20 日）以内